様式第２号（第２関係）

（表）

マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

法　人　の　住　所
法　人　の　名　称
代 表 者 の 氏 名
連絡先（電話）

法第５条の３第１項の規定に基づく支援法人の登録を受けるに当たり、下記の事項を誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議を申しません。

記

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

２　役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

(1) 未成年者（又は未成年者の法定代理人が次の(2) から(6) までのいずれかに該当する者）

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(4) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(5) 暴力団員等

(6) 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から２年を経過しない者

３　個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

４　管理支援業務を通じて取得した情報を活用し、当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として事業を行わないこと。

５　支援法人として管理支援業務を実施している期間において、その業務の対象となる管理組合、管理者等を相手方として、所属する役員の兼任先の法人が事業を行わないこと。

（裏）

6　所属する会員事業者等をあっせんする場合において、支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、事業を行わせないこと。

7　支援法人及び所属する会員事業者等の関係者は、取得した管理組合又は管理者等に係る情報を本業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。

8　支援法人及び所属する会員事業者等の関係者は、法第５条の４第１号又は第２号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を行わないこととなった場合や管理支援業務の終了時に、適切な方法により廃棄すること。